

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を持っています。

人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

「環境問題」も人権課題？

環境権とは、人権の一つで「健康で良好な環境のもとで生活を維持する権利」のことです。

1960年代の高度成長期に、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害が大量に発生し、環境が著しく悪化しました。それに伴い、環境を保全し、良好な環境の中で国民が生活できるために提唱されたのが「環境権」です。

この環境権を脅かす「環境問題」は、実は『山口県人権推進指針』でも取り上げられている重要な人権課題の一つです。その中でも特に、地球温暖化は深刻です。

石油や石炭などの化石燃料の使用で大気中に大量排出される二酸化炭素は、地球温暖化を招く温室効果ガスとして問題視されていますが、海水に二酸化炭素が吸収されることで起きる「海洋酸性化」を引き起こす原因にもなっています。近年、日本の近海でも酸性化が進んでいるということをおがわせる現状が明らかになり、生物に悪影響を及ぼすという将来予測も出ているとのことです。

「海洋酸性化」とは、海水に吸収された二酸化炭素が、水と反応して炭酸になり、海水中の水素イオン濃度が増加して酸性度が高まる現象を言います。この現象が進むとプランクトンや貝、サンゴなどが影響を受け、殻や骨格を作りにくくなったり、生域が変化したりするそうです。現実、アメリカの西海岸では大量の養殖カキが死んだという報告もあります。

日本でも、カキの養殖が盛んな宮城県の志津川湾のカキが、温暖化で最も影響を受けやすい産卵期が長期化し、奇形や大量死が生じる可能性が出てきています。



地球環境を守っていくことは、我々人類にとって大切な責務です。そして、これからの世界を背負って立つ子どもたちに美しい環境を残していかなければなりません。世界の人々は誰もが生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追及する権利を持っています。環境権という人権を自ら手放すようなことがあってはなりません。